

平成 17 年度ユビキタス食の安全・安心システム確立事業  
「横断的組織によるトレーサビリティシステム基本構想策定支援プログラム」  
受託課題の募集要項

平成 17 年 7 月 1 日  
社団法人 食品需給研究センター

横断的組織によるトレーサビリティシステムの導入に向けた、システム基本構想の策定を支援するプログラムを実施します。支援対象とする課題を下記のとおり募集いたしますので、希望する団体の方は、期限までに申請してくださいませよう、お願い申し上げます。

## 1. “横断的組織によるトレーサビリティシステム基本構想”とは

トレーサビリティを社会的基盤として普及させるには、事業者が現在取引している特定の事業者との間だけでなく、将来同じ品目を扱う別の事業者と取引をする場合でも、一定のトレーサビリティが確保される必要があります。

そのためには、その品目を扱う業界において、トレーサビリティのための取り組みに一定の共通性があることが求められます。具体的には、その品目におけるトレーサビリティの目的、識別単位、記録すべき基本的な項目、記録の保存期間等について、最低限の共通性が望まれています。

これに加え、自動認識技術やコンピュータ・ネットワークを活用してトレーサビリティに取り組む場合には、より高度な共通性ないし連携性確保が必要となります。具体的には、事業者間を流通する原料や製品に付与される識別記号の媒体、コード、事業者間で情報を伝達する場合の書式等が、共通（もしくは相互に運用可能）となっていることが期待されます。

このような、共通性や連携性を確保するためには、自治体や既存の業界団体が中心となるか、あるいは新規に協議の場を持って、横断的なルールを定める必要があると考えられます。

さらにトレーサビリティの信頼性を高めるために、第三者認証の導入が期待されています。この第三者認証を導入するには、品目・業態に応じた検査基準の設定し、検査・認証する主体を設けることが必要です。

「トレーサビリティシステム導入の手引き」（平成 15 年 3 月）においては、「トレーサビリティシステム導入の進め方」の最初の段階として「事業者による組織形成」（6-1）を重視し、その組織が現状を把握し、導入すべきシステム目標やシステム基本仕様等を検討し、基本構想書を作成することを示しています。

この支援プログラムは、特定の品目や業界において、横断的な組織形成から基本構想書作成までのプロセスについて支援するものです。

## 2. プログラムの概要

プログラムの概要は以下のとおりです。

- ①希望する団体は、申請書（別紙）に提案書（別紙）を沿えて応募申請します。
- ②食品需給研究センターは、別途定める基準により審査の上、提案を採択します。
- ③採択を受けた団体は、提案に基づき実施計画書を作成します。その実施計画書を前提として、食品需給研究センターが業務委託する契約を交わします。
- ④業務を受託した団体は、提案に則し、基本構想書に着手します。なお契約期間中、食品需給研究センターや補助事業監督者である農林水産省の担当官が、実施計画書履行の観点から、また他の補助事業と連携し優れた基本構想策定を促す観点から、ヒアリングや会議への出席等をさせていただくことがあります。
- ⑤契約期間内に、平成18年度におけるシステム導入を含む、基本構想書を作成していただきます。これが基本的な納品物件となります。
- ⑥業務終了後、別途定める手順により委託金をお支払いします。

なお委託金は、農林水産省補助事業「ユビキタス食の安全・安心システム確立事業」の一部を実施する食品需給研究センターに対する補助金を収入源としています。

### 3. 支援プログラムの対象

#### (1) 対象となる業務

基本構想書の作成と、それに至る以下の業務のうち全部または一部が委託業務の対象となります。

- ・新規の組織の形成や協議の場の設置
- ・トレーサビリティのニーズや活用資源等、現状把握調査
- ・構想立案（特に識別や記録のルール、識別媒体やコード、データフォーマット等）
- ・品目・業態に応じた検査基準の設定
- ・トレーサビリティを検査・認証する主体の設立

新規にトレーサビリティシステムを導入するものだけでなく、既存のシステムの対象事業者を拡大するための取り組みも対象となります。

#### (2) 基本構想の必須事項

本支援プログラムにより作成する基本構想は、次の事項をすべて満たす必要があります。

- ①基本構想書を作成すること。契約期間内に基本構想書作成に至らなかった場合、契約不履行と見なし、委託金のお支払を停止することがあります。
- ②都道府県かそれ以上の範囲において、当該品目のほとんどを対象にできる構想であること。
- ③トレーサビリティの検査を含む構想であること。

#### (3) 委託金から賄うことができる費目

具体的には、以下の費目を委託金から賄うことができます。業務実施のための費用のすべてを委託金で賄うのではなく、一部を自らの負担で実施することができます。

- ・会議費（会場費、会議出席のための旅費等）

- ・人件費（組織の職員の実質的な給与分。具体的には、この業務に従事した職員の給与の時間単価と、その職員が従事した時間を掛けた額が基本となります）
- ・調査・コンサルティングの委託費（なお、委託先および委託金の決定については、食品需給研究センターの承認が必要です）
- ・調査等旅費
- ・資料購入費
- ・基本構想書等の印刷費
- ・消耗品費（事業を実施するための消耗品購入に要する経費）
- ・その他（実施において特に必要と食品需給研究センターが認める経費）

#### 4. 応募資格

本プログラムへの応募資格は、以下のいずれかに該当する法人又は団体であって、①事業を的確に遂行するに足る組織、人員、技術的能力等を有していること及び②資金管理等について業務を円滑に遂行するために必要な能力を有していることとします。

- ・ 民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人
- ・ 特定非営利活動促進法の規定に基づき設立された法人
- ・ 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づき設立された組合並びに農業協同組合法、水産業協同組合法及び森林協同組合法の規定に基づき設立された組合
- ・ 地方食品産業協議会
- ・ 食品事業者が構成員となっており、食品需給研究センターの理事長が業務委託先として適当と認める団体（事前にご相談下さい。なお、単独の民間企業は応募資格を有しませんのでご注意ください。）

なお、本業務を受託できるのは、基本構想書を作成し、その構想に沿って導入を進める主体です。基本構想作成やシステム導入を支援する調査研究機関・コンサルティング事業者等には応募資格がありません。ただし、本業務を受託した主体から、一部の業務について再委託を受けることは可能です。なお、再委託については、食品需給研究センターおよび農林水産省による事前の了解が必要です。

#### 5. 金額規模

250～500 万程度。

※想定している予算は約 1000 万円であり、3 件程度の採択を想定しています。

#### 6. 応募と採択の手続き

##### (1) 応募方法

別紙の書式のとおり、次の 2 つの書類を提出してください。

「横断的組織によるトレーサビリティシステム基本構想策定支援プログラム受託申請書」

「横断的組織によるトレーサビリティシステム基本構想策定提案書」

提出期限は 8 月 1 日（必着） です。

なお、応募の準備段階において、弊センターにてご相談を承ることができます。

## (2) 採択の選考

トレーサビリティの普及見込みが、より高いと判断されるものを採択します。

具体的には、当該品目をカバーする規模、提案の実現可能性、構想に基づくトレーサビリティ導入の意義の大きさ、他の品目や段階に対する波及効果の高さ、等の面から評価します。

選考は、食品需給研究センターが任命する委員が行います。委員の氏名等は非公開です。

基本的には書類により評価・選考しますが、弊センター側から問い合わせを行ったり、面接を求めたりする場合があります。

## (3) 採択の決定・委託契約の締結・業務の完了

採択決定は8月上旬ごろを予定しています。なお、採択決定のあと、提案書に基づいた実施計画書を作成していただき、業務委託契約を取り交わすことにより、業務を開始できます。

委託業務は、3月10日までに完了していただく必要があります。

なお、契約期間内に、食品需給研究センターや農林水産省が、計画の進捗状況等について報告を求めることがあります。

## 7. その他

### (1) 基本構想書の著作権・利用権について

基本構想書等、委託業務により得た成果物の著作権・利用権は、その構想書を作成し活用する受託者の側に帰属します。

ただし提出された基本構想書は、食品需給研究センターが実施した補助事業の成果品として扱われ、農林水産省に提供されるほか、農林水産省および食品需給研究センターを通じて一般に配布されることがあります。

### (2) 補助事業に準じた規制

- ・業務の一部をコンサルティング機関等に委託することができますが、事前に書面にて、弊センターの了解を得る必要があります。
- ・業務終了後の5年間において、業務の成果の実用化又は知的財産権の譲渡等により収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の全部または一部を国に納付して頂くことがあります。

### (3) 問い合わせ先および書類提出先

社団法人 食品需給研究センター

Tel:03-5567-1993 Fax:03-5567-1934

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 1-26-3 農業技術会館

担当：酒井、長谷川

メールアドレス：trace@fmric.or.jp